

(お知らせ)

令和3年11月15日
京都市都市計画局
担当 建築指導部建築指導課
" 建築審査課
電話 222-3620

《本事業は、宿泊税を活用しています。》

京町家の改修メニューと解説書を充実！！

令和3年4月に国土交通大臣の認定を取得した「木製防火雨戸」が活用いただけるようになり、京町家の防火改修のメニューが充実しました。また、これに伴い、「京町家できること集」を改訂しましたので、併せてお知らせします。

雨戸を取り替えて、
火事に強い京町家に！

1 大臣認定を取得した木製防火雨戸が活用可能になりました！

京都市では、平成30年度から、産（京都府建築工業協同組合等）、学（早稲田大学等）、官（京都市等）が連携を取りながら、京町家の意匠の保存・復原と火災に対する安全性の両立が可能となる「木製防火雨戸」の開発を行い、令和3年4月27日付けで国土交通大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を取得しました。

本市では、大臣認定を受けた「木製防火雨戸」の製作者を登録制としており、その製作者リストを本日から公表します。京町家の既存の木製建具を活かした防火改修や、京町家の意匠に調和した新築・増築の際に、「木製防火雨戸」を御活用ください。

(1) 木製防火雨戸の活用方法と製作者リストについて

「木製防火雨戸」を製作できる方は、大臣認定の仕様を理解し、適切に製作・施工できる方として、木製防火雨戸の製作に係る講習会を受講し、本市の製作者リスト（木製防火雨戸製作者 登録簿）に登録された製作者に限ります。

「木製防火雨戸」を御活用いただく場合は、本市又は本市が公開している製作者リストに記載の登録者にお問合せください。

製作者リストの URL

https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000291/291405/boukaamado_tourokubo.pdf



木製防火雨戸の製作に係る講習会の様子

共同開発者であり木製防火雨戸製作者である

木村忠紀氏（京都府建築工業協同組合 相談役）からのメッセージ

木製防火雨戸の使用により、京町家の既存の木製建具を残したまま、建築基準法の基準を満たすことが可能となります。ただし、木材だけで火炎を止めるため、木材の性質を踏まえた材の選び方、使い方、各部材の接合部などの丁寧な施工が必要になります。

木造の技術を生かした木製防火雨戸の活用により、一つ一つの建物が改修や新築され、その積み重ねで京都の町並みが維持される事を願っています。



(2) 木製防火雨戸に関する説明会について

「木製防火雨戸」について、皆様に広く知っていただき、京町家の既存の木製建具を活かした防火改修や、京町家の意匠に調和した新築・増築の際に活用していただけるよう、「木製防火雨戸」の概要や使い方、メンテナンス手法などについて、建築設計や不動産業に携わる皆様のほか、「木製防火雨戸」に興味のある方を対象とした説明会を開催します。

説明会では、京都市による説明のほか、「木製防火雨戸」の開発に携わった安井昇氏（桜設計集団一級建築士事務所）による「木造建築物の防耐火対策」や「大臣認定の概要と防火上の要点」についての講演映像も御覧いただきます。

ア 日時

令和3年12月16日（木） 午後2時～午後3時30分（開場 午後1時45分）

イ 開催場所・定員

「Zoom」によるオンライン方式（先着100名）と対面方式（先着20名）の併用

<対面方式の会場>

ひと・まち交流館京都 地下1階

公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター

ワークショップルーム1

（所在地）京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番1

（交通）京阪電車「清水五条駅」下車 徒歩8分

京都市営地下鉄烏丸線「五条駅」下車 徒歩10分

市バス4, 17, 205号系統「河原町正面」下車

※ 御来場の際は、可能な限り公共交通機関を御利用ください。



ウ 対象者

建築設計や不動産業に携わる方のほか、「木製防火雨戸」について興味のある方

エ 参加費

無料

オ 申込方法

- (ア) 電子メールに必要事項（氏名、電話番号、希望の参加方法（オンライン又は対面））を御記入のうえ、本市建築指導課（kenchiku-sidou@city.kyoto.lg.jp）まで送信してください。電子メールのタイトルは「木製防火雨戸説明会」としてください。
- (イ) 受講が確定した方には、後日、御連絡させていただきます。また、オンライン参加者には、「Zoom」の説明会用URL、ミーティングID、使用時の注意事項を送付しますので、必ず御確認ください。

カ 申込期間

令和3年11月15日（月）から令和3年12月13日（月）午後5時まで

キ 申込先・問合せ

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（歴史的建築物保存活用係）

電話：075-222-3620 FAX：075-212-3657

メール：kenchiku-sidou@city.kyoto.lg.jp

京町家の法適用を
わかりやすく解説！

2 「京町家できること集」を改訂しました！

本市では、京町家を保全・継承するために「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づき、様々な取組を行っています。

この度、京町家の改修に関して、適用される建築基準法の規定を分かりやすく解説している「京町家できること集」に、木製防火雨戸の概要や京町家改修方法の紹介などの情報を掲載し、京町家の改修を検討されている方にとって、より使いやすい解説書に改訂しました。

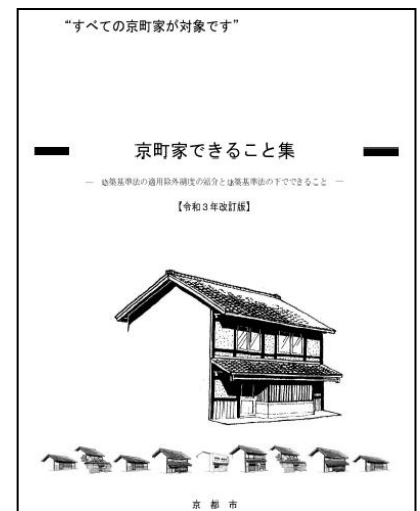
(1) 「京町家できること集」とは

京町家において建築行為を行う場合には、原則として現行の建築基準法への遡及適用が生じますが、その内容は複雑で建築士等にも分かりにくく、京町家の適法な改修が進まない一因となっていました。そのため、本市では、平成26年に、京町家の増築や用途変更等に際して適用される建築基準法の規定を解説した「京町家できること集」を発行し、普及を図ってきました。

(2) 改訂内容

今回の改訂では、新たに京都市独自のルールである「建築基準法の適用除外制度」に関する情報を盛り込み、建築基準法に適合させる方法以外にも京町家を改修する方法があることを所有者や技術者に届け、京町家の更なる保存活用の促進を図ることとしました。

また、本市が全国の地方自治体で初めて国土交通大臣の認定を取得した防火設備である木製防火雨戸の情報や、近年の建築基準法の改正内容も反映するなど、京町家の改修を検討されている方にとって、より使いやすい解説書に改訂しました。



—改訂内容—

- ① 建築基準法の適用除外制度の情報を追加
- ② 木製防火雨戸(大臣認定取得)の情報を追加
- ③ 建築基準法の改正内容を反映
- ④ 解説内容の充実等

本市のホームページにPDFを掲載していますので、ぜひ御活用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000161706.html>